

消費税と遺産動機に関する実証分析

田代昌孝
中央大学経済学部

序章

最近の政府税調の答申では、消費税率の引き上げや配偶者控除の縮小、給与所得控除の引き上げ等様々な増税路線を打ち出している。なかでも消費税は社会保障財源と位置づけることをはつきりさせ、「国民の安心を支える税制」を目指しているようだ。ところが、低所得者に負担が重くなる逆進性への配慮はあまり見られていない。消費税の逆進性についての税調の見解は、「個人が稼いだ所得はいつか消費するから、最終的には所得に応じて消費税を負担することになる」という考え方で、逆進性そのものに疑問を呈している。

この税調の意見をいかに捉えるべきであろうか。確かに個人がライフサイクル仮説的に、すなわち、老後において勤労期間中に蓄えた貯蓄を完全に取り崩すならば、消費税は逆進的ではなく比例的に近い税負担となる。ただ実際には、個人の生涯で稼いだ所得が生涯の消費と一致するようなことはありえない。なぜなら、親は子孫に対して財産を残そうとする遺産動機が働くからだ。もっともライフサイクルを子孫の代までの世代重複モデルで考えるならば、遺産は子孫が消費するときに税を負担するわけであるから問題はないとする考え方もある。

このとき最も重要なのは遺産をどのような動機付けて子孫に移転しているかである。親が子孫に対する純粋な愛情から財産を移したならば、親は遺産を自分の消費に使っていないため、消費税の負担は比例的となり問題とはならない。それに対して、親が子孫から受けた介護や世話を見返りとして財産を移したならば、親は遺産を通じて子孫からの介護や世話を受けており、消費税の負担は逆進的で何らかの緩和策を政府は講じなければならない¹。一般的に、前者の遺産動機を利他的といい、後者のそれを利己的、あるいは戦略的という。

日本人の遺産動機を調査したのに、郵政研究所の『家計における金融資産選択に関する調査(以降、家計調査と呼ぶ)』が代表例として挙げられよう。この調査の個票データを利用して、日本人の遺産動機を強める要因の分析はかなり行われてきたが、情報の公開性があまり進んでいなかつたことから、それを利用できるのは一部の研究者のみであった。

¹ Caspersen and Metcalf [1994], pp.733-734.

その結果、分析期間がやや古く、とりわけ、消費税率が引き上げられた平成9年度以降の分析はあまり進んでいない。消費税率が5%に引き上げられて以降、低所得者の消費税負担は重くなる傾向にあり、逆進性の度合は強まっている。本稿の目的は、比較的新しい平成16年度の『家計調査』の個票データを利用して、日本人の遺産動機を強める要因を実証分析し、消費税の逆進性を論ずることにある。

第Ⅰ章 日本人の遺産動機の現状

郵政研究所では日本人の遺産動機について、次のような質問をしている。

問い合わせ：子供に遺産を残す場合の考え方についてお答えください（○は1つのみ）。

選択肢

1. 均等に遺産を残す。
2. 同居して介護など面倒をみてくれた子供に多く、もしくは全部残す。
3. 別居でも介護など面倒をみてくれた子供に多く、もしくは全部残す。
4. 事業などを継いだ子供に多く、もしくは全部残す。
5. 事業などを継がなかった子供に多く、もしくは全部残す。
6. 所得の低い子供に多く、もしくは全部残す。
7. 自分の面倒をみてくれなくても、長男・長女に多く、もしくは全部残す。
8. 子供が1人なのでその子供に全部残す。
9. その他。

選択肢の中で、親が純粋に子孫への愛情から財産を残しているのは、6の選択肢に丸をつけた人であると思われる。ただ、6の選択肢に丸をつける人は非常に少なく、これを実証分析に利用するのは困難である²。純粋な愛情から子孫に財産を残す家計は少ないのであるが、利他的に近い形で財産を残していると思われるのは、選択肢の1に丸をつけた人である。これに丸をつけた人々は子孫に財産を残すだけで効用を得ており、遺産を自分のための消費には使っていない。そのため、1に丸をつけた人もほぼ利他的であり、この回答率は後で触れるが非常に多いため、実証分析で有効に活用できる。

利的に、あるいは戦略的に財産を残しているのは2や3に丸を付けた人で、前者は同居を条件として自分の住んでいる住宅や土地を子孫に譲り渡しているケースで戦略的遺産動機が強く、後者は別居であることから親が子孫から介護や世話を受ける可能性が同居のものより低く、戦略的ではあるがその動機はあまり強くない。

² たとえば、平成16年度の『家計調査』、354ページによれば子供がいて遺産動機のある世帯の総数2,443世帯で1.1%しか6の回答がなかった。それ以外の回答率は、1が42.8%、2が14.6%、3が14.4%、4が2.9%、5が0.1%、7が3.9%、8が15.2%、9が4.1%となっている。

さらに、ここでは詳しく触れないが事業を継ぐ息子や長男・長女に多く財産を残す人は自分の家の繁栄を願って財産を残しているものと思われる。このような遺産動機は王朝的な遺産動機と呼ばれるが、職業で農業に従事している家計でよく見られる。本分析では、比較的多い1の「均等に遺産を残す」という利他的な回答率と2と3の回答率の合計を「介護など面倒をみてくれた子供に多く、もしくは全部残す。」と定義した戦略的な回答率の比較を試みる³。

表1 利他的、戦略的遺産動機の推移

	均等に遺産を残す			面倒をみてくれたら遺産を残す		
	平成14年度	平成16年度	平成18年度	平成14年度	平成16年度	平成18年度
全体	40.2	42.8	43.7	30.5	29.0	28.4
20-29歳	58.1	59.0	50.0	16.3	18.1	32.5
30-39歳	56.5	56.7	57.2	20.9	19.0	17.2
40-49歳	47.9	48.5	51.1	27.8	22.8	19.8
50-59歳	37.4	42.8	46.1	31.0	32.4	26.2
60-69歳	29.9	36.8	37.7	39.7	32.7	35.4
70歳以上	30.2	31.7	33.9	31.9	35.2	35.1
民間企業	45.4	47.5	51.9	29.1	27.2	23.9
官公庁	45.5	41.6	43.3	33.8	34.4	25.8
その他企業	51.3	59.0	54.7	17.9	27.7	26.4
農業	23.3	11.5	19.2	31.7	59.0	42.3
自営業	39.5	45.8	39.5	26.0	21.4	24.8
年間所得 200万円未満	37.4	28.6	31.9	27.5	31.8	34.8
年間所得 200-300万円未満	29.4	38.1	42.9	36.4	25.9	26.8
年間所得 300-400万円未満	35.7	44.9	47.3	31.5	24.4	30.7
年間所得 400-500万円未満	41.4	43.5	43.3	30.2	26.2	31.6
年間所得 500-600万円未満	47.3	39.6	48.4	26.6	32.7	22.9
年間所得 600-700万円未満	46.3	41.6	50.0	32.2	30.3	23.4
年間所得 700-800万円未満	38.9	43.8	40.9	35.0	29.8	37.0
年間所得 800-1,000万円未満	42.9	49.4	39.5	31.5	28.8	32.2
年間所得 1,000-1,500万円未満	41.2	43.7	44.9	30.8	33.0	30.0
年間所得 1,500-2,000万円未満	35.1	43.2	42.1	32.5	37.8	23.7
年間所得 2,000万円以上	30.8	46.9	47.6	27.7	24.4	23.8

出所:郵政研究所編『家計における金融資産選択に関する調査(平成14、16、18年度)』より作成。

表1には平成14、16、18年度において日本人の遺産動機として利他的、戦略的のどちらが優位であるかを年齢別、職業別、所得階層別に示してある。年齢階層別に見てみると比較的若い年齢層では「均等に遺産を残す」と回答している割合が多く、70歳以上の年齢層では「介護など面倒

³ アンケート調査のいかなる回答が利他的であるか、戦略的であるかの判断は、藤崎[1998]、37ページや山上[1997]、58ページに詳しく述べられている。

をみてくれた子供に多く、もしくは全部残す。」と回答している割合が多い。つまり、親は自分の死亡が近くなり、遺産を残すことがより現実的なものになると戦略的となる傾向にある。

20歳代から40歳代の半数以上が「均等に遺産を残す」と回答していることから考えても、親が財産をどのようにして分けるかを考え始めるのは、健康状態が悪くなる退職期間中からと予測されよう。ただ最近では70歳以上でも「均等に遺産を残す」という割合が増えており、平成14年度から30.2%、31.7%、33.9%となっている。もっとも、「介護など面倒をみてくれた子供に多く、もしくは全部残す。」も平成14年度から16年度にかけて31.9%から35.2%へと増えているので、この2つの選択肢が代替関係にあるかどうかは確認できない。

職業別に利他的遺産動機と戦略的遺産動機を比較してみると、世帯主が企業に勤める、もしくは公務員の世帯の半数近くが「均等に遺産を残す」という回答をしており、「介護など面倒をみてくれた子供に多く、もしくは全部残す。」という回答は農業者世帯に多い。農業の場合、家を継ぐため親と同居しているような子孫に遺産を多く分配するケースが多い。したがって、実際には子孫と同居しているとはいえ、農業者世帯では戦略的というよりもむしろ王朝的に近い遺産動機で財産を残している。

年度別で見ても民間企業に勤務している世帯は平成14年度から徐々に「均等に遺産を残す」という回答の割合が増えていくにつれて、逆に「介護など面倒をみてくれた子供に多く、もしくは全部残す。」という回答の割合は減っている。民間企業に勤務している世帯の間では2つの遺産動機が代替関係にあるように思える。

最後に、所得階層別に利他的遺産動機と戦略的遺産動機を比較してみよう。おおよそどの所得階層でも「均等に遺産を残す」という回答の割合の方が「介護など面倒をみてくれた子供に多く、もしくは全部残す。」という回答の割合より多い。特に、世帯主の年間所得2,000万円以上の高所得者世帯では、年度別にみても前者は30.8%、46.9%、47.6%と増えているのに対して、後者は27.7%、24.4%、23.8%と減っている。

ただ、世帯主の年間所得200万円未満の低所得者世帯では、たとえば、平成18年度においては後者の回答の割合の方が34.8%で前者の回答の割合31.9%を上回っている。すなわち、低所得者世帯では親が資産を子孫に譲ることを条件として、親は子供に面倒をみてもらっていると考えられる。どの所得階層でもおおよそ前者の回答の割合が後者の回答の割合を上回っていることから考えて予測できるのは、遺産の形態が住宅や土地の形態で残されることが多いことから、子供がこれらを取得するのに親の面倒をみて譲り受けのではなく、むしろ自力で住宅や土地を取得しているということである。

以上、日本人の遺産動機についていえることは、低所得者もしくは高齢者世帯では戦略的遺産動機が利他的遺産動機より強く動機づけられているが、それ以外の世帯ではほとんど親の財産は子孫に対して均等に分けられており、利他的遺産動機に近い形で親の財産は残されているということである。では、これらの利他的、戦略的遺産動機はいかなる要因で強まっているのであろうか。また、遺産動機の決定要因に関する実証分析はいかに行われてきたのであろうか。次の章では、日本人の遺産動機の決定要因に関する実証分析の先行研究を概観してみる。

第Ⅱ章 日本人の遺産動機に関する先行研究

これまで日本でも遺産動機の決定要因がいかなるものであるかの研究が数多く行われてきたが、その代表的なモデルと分析手法及びデータをまとめると表2のようになる。

表2 遺産動機の決定要因に関する先行研究

著者	分析手法	データ	説明変数
高山・麻生・宮地・神谷 [1996]	プロビット分析	『家計における金融資産選択に関する調査(1992年度)』の個票データ	金融資産、相続を除く実物資産、相続による実物資産、地域ダミー、職域ダミー、年齢ダミー、子供の人数ダミー、三世代同居ダミー
高山・麻生・神谷 [1996]	プロビット分析	『家計における金融資産選択に関する調査(1992年度)』の個票データ	金融資産、年金資産、人的資産、実物資産、退職金、相続を除く実物資産、相続による実物資産、地域ダミー、職域ダミー、年齢ダミー、子供の人数ダミー、三世代同居ダミー
山上 [1997]	多項ロジット分析	『大都市サラリーマンの老後の経済生活に関する調査研究報告書(1992年)』の個票データ	金融資産の有無、世帯主の年齢、給与収入額、公的年金収入額、個人年金収入額、家賃収入額、仕送り金額、持ち家ダミー
麻生・神谷 [1998]	プロビット分析	『家計における金融資産選択に関する調査(1994年度)』の個票データ	金融資産額、相続以外の金融資産額、世帯主の所得、持ち家の有無、相続経験の有無、相続予定の有無、世帯主の年齢、世帯主の職業ダミー、世帯主の病気ダミー、退職金受給ダミー、世帯主の学歴ダミー、子供の数のダミー、公的年金頼りのダミー、地域ダミー、相続資産
松浦・滋野 [2001]	多項ロジット分析	『家計における金融資産選択に関する調査(1996年度)』の個票データ	金融資産額、負債、実物資産額、子供の数、世帯主の年齢、世帯主の年齢の2乗、世帯主の学歴、夫婦の収入、引退ダミー*夫婦の収入ダミー、遺産の受け取りダミー、遺産なしダミー、自営業・農林業ダミー
駒村 [2002]	トービット分析	『中高年の生活状況と社会保障の機能に関する調査(1997年)』の個票データ	年齢、性別、配偶者、子供の数、息子同居ダミー、娘同居ダミー、遺産予定額、貯蓄額、不動産資産、遺産動機ダミー

先行研究での結論を簡単にまとめみよう。高山・麻生・宮地・神谷 [1996] は 1. 資産保有額が多くなるほど遺産動機は強くなる、2. 持ち家の方が遺産動機は強い、3. 個人経営者は遺産動機が弱い、4. 高齢になるほど遺産動機は強くなる、5. 子供 3 人以上の世帯では遺産動機が弱い等を実証分析で確認している⁴。

その後、高山・麻生・神谷 [1996] では年金資産や人的資産も含めて遺産動機の決定要因の分析を行っているが、これらの変数は遺産動機に影響を与えず、相続経験の有無や予定、持ち家、実物資産の保有額が遺産動機と相関関係があることを確認している⁵。

山上 [1997] では、データを『家計調査』ではなく『大都市サラリーマンの老後の経済生活に関する調査研究報告書(1992年)』の個票データを利用して遺産動機の決定要因を分析している。その結果、1. 住宅資産額や学歴ダミー、健康ダミーが遺産動機に正の影響を及ぼすことを明らかにしている。それ以外にも、この研究では個人貯蓄率と遺産動機の関係、就業確率と遺産動機の関係の実証分析も行っており、個人貯蓄率と遺産動機には大きな関係がないという結論や家を継

⁴ 高山・麻生・宮地・神谷[1996], 137-150 ページ。

⁵ 高山・麻生・神谷[1996], 2 ページ。

ぐものに残す世帯でのみ就業確率は遺産動機に対して正で有意となるという結論も出している⁶。

麻生・神谷 [1998] の実証分析では、高山・麻生・宮地・神谷 [1996] や高山・麻生・神谷 [1996] の利用したデータより新しい『家計調査』の個票データを利用しており、1. 遺産動機と相続経験あるいは相続予定、及び持ち家とは密接な関係があること、2. 遺産動機と資産保有高とは正の相関を持っていること、3. 遺産動機と所得の間には相関関係が認められないこと等を確かめている⁷。

より最近の遺産動機の決定要因に関する研究では、駒村 [2002] が『中高年の生活状況と社会保障の機能に関する調査(1997年)』の個票データを利用して分析を行っている。駒村 [2002] は実証分析から、1. 戰略的遺産動機が年齢や配偶者ダミーとで負の相関関係がある一方で、息子あるいは娘との同居のダミーとは正の相関関係があること、2. 利他的遺産動機が男性ダミー、娘同居ダミーとは正の相関関係があり、年齢、配偶者ダミーとは負の相関関係があることを確認している⁸。以上、先行研究の結論をおおよそまとめてみると、遺産動機に影響を与える主な要因としては資産保有が考えられ、なかでも実物資産が重要であるとの見解が主流である。このことを踏まえて、本分析で行う実証分析のモデルとデータについて次章で説明しよう。

第三章 遺産動機決定のモデルとデータの説明

前章の先行研究で概観したように、遺産動機に及ぼす重要な変数として資産保有が考えられた。ここでは、Hurd [1987] の遺産動機が資産保有に与える影響のモデルを参考にして実証分析を行う。そこで Hurd [1987] の理論モデルについて簡単に触れておこう⁹。

想定するのは2種類の個人、すなわち、遺産動機を持つ個人($B=1$)とそれを持たない個人($B=0$)である。初期の資産 W_t を所与として、各個人が死亡時や資産の收益率、健康状態が不確定な生涯効用の期待値を最大化すると仮定しよう。有限の N 期間の下、資産 W_t と健康状態 h_t が与えられると、消費者は C_t を消費選択する。 C_t が消費されると、2人の個人は確率 m_t で死ぬことになり、相続人と社会に $W_t - C_t$ の財産を残すことになる。仮に、2人の個人が死んでいないとすると、次の期間に $W_{t+1} = (W_t - C_t)(1 + r_t)$ の資産が持ち越されることになろう(ここでの r_t は確率的な(stochastic)変数のことである)。このとき消費者の問題は C_t を最大化することである。

$$(A-1) \quad U(C_t) + m_t V(W_t - C_t; B) + (1 - m_t) \times E_t[\Omega_{t+1}(W_{t+1}, h_{t+1}; B)]$$

ここで、 $U(\cdot)$ は消費から得られる効用、 $V(\cdot; \cdot)$ は遺産から得られる効用、 E_t は期待効用、所与の W_{t+1} 、 h_{t+1} で Ω_{t+1} は期待効用の最大値を示している。とくに、 Ω_{t+1} は消費と貯蓄の間の将来的な資産配分を具体的にしたものと考えられ、遺産に依存することになる。それゆえ、 Ω_{t+1} を

⁶ 山上 [1997], 51-55 ページ。

⁷ 麻生・神谷 [1998]、3-4 ページ。

⁸ 駒村 [2002]、165-177 ページ。

⁹ Hurd [1987], pp.308-309.

繰り返しのモデルで定義してみると次のようになる。

$$(A-2) \quad \Omega_{t+1}(W_{t+1}; B) = \max \{(U(C_{t+1}) + m_{t+1}V(W_{t+1} - C_{t+1}; B) + (1 - m_{t+1}) \times E_{t+1}[\Omega_{t+2}(W_{t+2}, h_{t+1}; B)])\}$$

さらに仮定として、効用関数の特性が $U' > 0$ 、 $U'' < 0$ で、 $U' \rightarrow \infty$ 、 $C \rightarrow \infty$ であり、 $B=0$ のとき $V'=0$ で、 $B=1$ のとき $V' > 0$ となり、 $\Omega'_{t+1} > 0$ 、 $\Omega''_{t+1} < 0$ であるとしよう。くわえて、 $C_t^*(B)$ を消費者問題の解としよう。 $C_t^*(B)$ は遺産に依存しており、遺産は W_t の関数となっている。ここで証明するのは $C_t^*(0) > C_t^*(1)$ である。それゆえ r_t が 2 人の個人で同じだとすると、 $W_{t+1}^*(1) = (W_t - C_t^*(1))(1 + r_t) > W_t^*(0) = (W_t - C_t^*(0))(1 + r_t)$ となる。また、 2 人の個人の r_t 、すなわち確率分布が同じであるならば、 $E_t[W_{t+1}^*(1)] > E_t[W_{t+1}^*(0)]$ となろう。遺産動機のある個人が資産の限界効用を増やすという証明は、 $t < N$ であるとき $\Omega_t^*(W_t; 1) > \Omega_t^*(W_t; 0)$ となるということであり、すなわち、資産保有者が生きてようと、死んでようと遺産動機のある個人は資産から効用を得ているということを意味している。最初に、 $\Omega_N^*(W_N; 1) > \Omega_N^*(W_N; 0)$ となることを証明しよう。

$$(A-3) \quad \Omega_N = \max \{U(C_N) + V(W_N - C_N; B)\} \quad \text{制約条件} \quad C_N \leq W_N$$

この問題の一階の条件は(A-4)となる。

$$(A-4) \quad (U' - V') \geq 0 \quad (C_N^* < W_N \text{ ならば } (U' - V') = 0 \text{ である。})$$

このとき $B=0$ ならば、 $V'=0$ であり $C_N^* = W_N$ となる。問題は $B=1$ のときで、 $B=1$ ならば、 2 つの解が起こり得る。最初の解は $C_N^* = W_N$ のとき、 $V'(0; 1) < U'(W_N)$ である。つまり、遺産の限界効用があまりにも小さいので、最後の期間で遺産に配分される資産が存在していないケースである。2番目の解は W_N が大きいときで、そのとき $C_N^* < W_N$ となり、

$$U'(C_N^*) = V'(W_N - C_N^*; 1) \text{ となろう。そのとき、一階の条件は(A-5)式となる。}$$

$$\begin{aligned} (A-5) \quad \Omega_N^*(W_N; 1) &= U' \partial C_N^* / \partial W_N + (1 - \partial C_N^* / \partial W_N) V' \\ &= (U' - V') \partial C_N^* / \partial W_N + V' \\ &= V' = U'(C_N^*) \end{aligned}$$

2番目の解が意味していることは(A-6)式のように遺産動機を持つ個人の方がそれを持たない個人より資産から生涯で得られる限界的な期待効用の最大値が大きいということである。

$$(A-6) \quad \Omega_N^*(W_N; 0) = U'(W_N) < U'(C_N^*(1)) = \Omega_N^*(W_N; 1) \quad (C_N^*(1) < W_N = C_N^*(0))$$

以上で Hurd [1987] のモデルから、遺産動機のある個人の方が資産保有から得られる効用が大きいため、より多くの財産を子孫に残す可能性があることが確認された。そのため、資産保有が遺産動機に与える影響は正であることが予想される。このことを確認するために、本稿では遺産

動機の決定要因に関する実証分析を行う。

もっとも、表2を見れば分かるように遺産動機に影響を及ぼす説明変数は資産保有のみではない。各世帯の属性も遺産動機に大きな影響を及ぼす。本分析では表2の高山・麻生・神谷 [1996] の説明変数を参考にしながら、次のようなモデルを作った。

遺産動機ダミー=f(世帯が住んでいる都市規模、金融資産額、相続経験の有無、子ありのダミー、同居ダミー、世帯主の年齢、農業・自営業ダミー、世帯人数、持ち家ダミー、公的年金収入額)

説明変数を世帯属性に関連する変数と資産保有に関連する変数とに分けると、前者の例として都市規模、子ありのダミー、同居ダミー、世帯主の年齢、農業・自営業ダミー、世帯人数等が挙げられ、後者の例としては金融資産額、相続経験の有無、持ち家ダミー、公的年金収入額等が挙げられる。資産保有に関しては、前のモデルでも述べたように遺産動機に対しては正の影響を及ぼす。

それ以外に表1を見ても分かるように、年齢や職業によっても遺産動機は大きく異なっている。それゆえ、世帯属性の違いは遺産動機に大きな影響を及ぼすことになろう。世帯主の年齢が死亡時に近づくにつれて、すなわち高齢になるにつれて戦略的遺産動機は強まる傾向にある。したがって、世帯主の年齢は正の符号が期待される。ただ、利他的遺産動機については高齢になると、その回答率は低下しており世帯主の年齢は利他的遺産動機に負の影響を与えることが期待される。また、職業によっても遺産動機の性質は異なり、特に農業では表1から戦略的遺産動機を強めていることが確認されている。農業・自営業ダミーは戦略的遺産動機に対して正の影響を及ぼすことが期待されよう。

世帯人数、もしくは子ありのダミーは個人にそもそも遺産を残す人がいなかつたら、遺産は社会に還元されてしまうわけだから、個人は遺産を残そうとしないであろう。したがって、世帯人数や子ありのダミーも遺産動機には正の影響を与えると期待される。それ以外に、同居ダミーも親が同居を条件として遺産を残しているということから、戦略的遺産動機に正の影響を与えることが期待されよう。

問題は世帯が住んでいる都市規模であるが、都市部と農村部との間で遺産動機は大きく異なり、たとえば、都市部では「均等に遺産を残す」世帯が非常に多いのであるが、一方で農村部では都市部に比べて「面倒をみてくれば遺産を残す」世帯が多い¹⁰。そのため、都市規模は利他的遺産動機については正の影響を及ぼすかもしれないが、戦略的遺産動機については負の影響を及ぼすかもしれない。

次に、実証分析で利用するデータの説明をしよう。ここでは平成16年度の『家計調査』の個票

¹⁰ 世帯が住んでいる都市規模に関しては、次のような選択肢から丸をつける形式となっている。1. 東京区部 2. 政令指定都市 3. 人口15万円以上の都市 4. 人口5万円以上の都市 5. 人口5万円未満の都市 6. 町村部。この選択肢をそのままデータとして利用すると、数値が高くなるにつれて、人口が減ってしまうと考えられるため、説明の便宜上6を東京区部としてデータを利用している。具体例として、平成16年度の『家計調査』、354ページによれば東京区部+政令指定都市で「均等に遺産を残す」という回答率は48.1%、「介護など面倒をみてくれば子供に多く、もしくは全部残す」という回答率は23.0%である一方で、町村部では前者が34.6%、後者が39.8%となっている。

データを利用する¹¹。データの標本数は世帯員 2 人以上世帯の 6,000 世帯と単身者世帯 2,000 世帯の合計 8,000 世帯、標本抽出法は層化多段無作為抽出法、調査方法は訪問留置法であり、データの調査期間は 2004 年 10 月 13 日から 11 月 22 日となっている。回収数は 4,914 サンプル（回収率 61.4%）、2 人以上世帯 3,753 世帯（回収率 62.6%）、単身世帯 1,161 世帯（回収率 58.1%）である。本分析では回収された全サンプルの 4,914 世帯を分析対象としている。重要となる遺産動機の変数については、平成 16 年度の『家計調査』では遺産動機についての選択肢で 1 の「均等に分ける」を回答した世帯を利他的遺産動機のある世帯、2 や 3 の回答をした世帯を戦略的遺産動機のある世帯としてダミーを作った。実証分析に利用する各説明変数の特徴は表 3 にまとめてある。

表 3 各説明変数の特徴

	数		割合 %	
	あり	なし	あり	なし
子ありダミー	3651	1258	74.30	25.70
同居ダミー	144	4770	2.93	97.07
農業・自営業ダミー	826	4088	16.81	83.19
持家ありダミー	3366	1548	68.50	31.50
相続経験ありダミー	1059	3855	21.55	78.45
		平均値	標準偏差	
都市規模	3.57		1.52	
金融資産額(万円)	959.07		1636.20	
世帯主の年齢	52.36		14.86	
世帯人数	2.93		1.60	
公的年金収入額(万円)	61.47		118.15	

データの出所：郵政省郵政研究所編『家計における金融資産選択に関する調査(平成 16 年度)』の個票データより作成。

第IV章 実証分析の結果

表 4 を見ると、資産保有に関してはおおよそ期待通り正の符号が得られているのが分かる。特に、持ち家ダミーは利他的遺産動機にも、戦略的遺産動機にも正の影響を与えており、遺産としての実物資産の重要性が窺える。このことは先行研究の実証分析で得られた結論や本稿で考えている Hurd [1987] のモデルと一致している。平成 16 年度の『家計調査』によれば持ち家(一戸建て、土地所有)を保有している世帯で遺産動機のあるものは 72.1%となつており、このことも分析結果に影響を与えているものと思われる¹²。

¹¹ 本来なら最新の平成 18 年度の個票データを利用したかったが、入手が困難なため平成 16 年度のものをここで利用した。

¹² それ以外にも、持ち家が一戸建てで土地が借地である世帯の 60.6%は遺産動機があり、持ち家がマンションになると、66.5%の世帯が遺産動機を持っている。詳細は平成 16 年度の『家計調査』、352 ページにある。

表4 遺産動機の決定要因

	利他的遺産動機		戦略的遺産動機	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差
都市規模	0.058	0.025	-0.149	0.028
金融資産の有無	3.80E-05	2.19E-05	1.10E-05	2.38E-05
子あり	20.30	1121.57	19.14	1099.15
同居ダミー	-0.277	0.208	0.320	0.193
世帯主の年齢	-0.025	0.004	0.013	0.005
農業・自営業ダミー	0.023	0.096	-0.216	0.114
世帯人数	0.056	0.027	0.167	0.030
持ち家ダミー	0.314	0.100	0.562	0.048
相続経験の有無	0.253	0.089	0.458	0.096
公的年金額	0.0005	0.0004	0.0009	0.0004
対数尤度	-2138.40		-1701.83	

サンプル数：4914

計測のためのデータの出所：郵政省郵政研究所編『家計における金融資産選択に関する調査(平成16年度)』の個票データより推定。

その一方で、金融資産はどちらの遺産動機にも影響を与えていない。これは世帯主の年収が1,500万円以上の高所得者世帯が全体の4,914サンプルに対して175と非常に少ないことが原因であると思われる。すなわち、全金融資産保有の大きなウェートを占める高所得者世帯がマクロでの貯蓄行動に大きな影響を及ぼすわけであるから、ここの世帯のサンプルが少ないことは本分析の大きな欠点でもある¹³。

さらに、社会保障として公的年金収入額は戦略的遺産動機に影響を与えている一方で、利他的遺産動機に対する影響は見られなかった。これは分析対象となる多くの世帯が老後の最も重要な資金源として公的年金に期待していることが原因ではないかと考えられる¹⁴。老後の生活資金を公的年金に頼る世帯はライフサイクル仮説的に行動するものであり、利己的な世帯の集まりである。それゆえ、遺産動機も利他的なものより利己的な戦略的遺産動機にのみ影響を及ぼしたのではないかと考えられる。

次に、世帯属性の変数が遺産動機に与える影響について考えてみよう。表4から相続経験の有無は種々の遺産動機に関係なく、正で有意の影響を与えていているのが確認できる。これは生前に相続を受けた世帯はその子供にも財産を残すことを意味しており、いいかえると、資産格差社会が後世においても続くものと考えられる¹⁵。

¹³ この点については、高山・麻生・神谷[1996]、3ページでも述べられており、たとえば、『家計調査』、146ページによれば普通預金の保有残高が1,500万円以上である世帯の半数近くが世帯主の年収1,500万円以上である(全体の約51.05%)。

¹⁴ たとえば、平成16年度『家計調査』、284ページによれば全体の半数以上52.7%の世帯が老後の生活資金源として公的年金を最も重要と考えている。

¹⁵ ただ、最近では自力で取得した実物資産や金融資産を財産として残すケースが多く、平成16年度の『家計調査』、360ページによれば、残したい資産として不動産の35.5%が相続によるもの、48.3%が自力で取得したものとなっている。また、この数値は金融資産だと前者は6.6%、後者は49.5%である。

世帯主の年齢には表1のアンケート調査でみられたように、年齢の高い世帯が戦略的、年齢の低い世帯が利他的に行動することが表4の分析結果からも窺える。つまり、世帯主の年齢は利他的遺産動機を被説明変数にした場合は負で有意となっているが、戦略的遺産動機を被説明変数にした場合は正で有意となっている。同じようなことは都市規模についてもいえる。都市部では利他的遺産動機を持つ世帯が多く、農村部で戦略的遺産動機を持つ世帯が多いことは前にも述べたが、このことが本分析にも大きな影響を与えており、結果として都市規模は利他的遺産動機に正で有意の影響を与える一方で、戦略的遺産動機には負で有意の影響を与えている。

同居ダミーはとりわけ戦略的遺産動機に正の影響を与えることを期待していたが、ここでは良好な結果が得られなかった。この原因として表3で示された同居ありの世帯が非常に少なかったことが考えられる。一方、世帯人数はいずれの遺産動機にも正で有意の影響を与えていた。ただ、その係数の大きさは戦略的遺産動機を被説明変数にしたときの方が大きいことから、世帯人数が多いと親は自分の老後の面倒を最もみてくれた子供に多く財産を残すものと思われる。以上、日本人の遺産動機の決定要因に関する実証分析の結果を踏まえて、消費税の逆進性についていかなることが言えるのかを終章で述べよう。

終章

消費税の逆進性について無現ライフサイクルモデルに基づいて論じるとき、日本人の遺産動機、あるいはその決定要因が非常に重要なものとなる。本稿の遺産動機の決定要因に関する分析から得られた結果は、先行研究の結論や本分析で前提としている Hurd [1987] のモデルと一致しており、資産保有が遺産動機を強めているというものである。とりわけ、持ち家ダミーや相続経験は遺産動機と正の相関関係があった。それ以外にも、世帯主の年齢や世帯が住む都市規模、世帯人数等は遺産動機に大きな影響を与えているということが本分析から確認されている。分析結果から無限ライフサイクルモデルを想定した場合、消費税の逆進性については様々な見解が述べられよう。

日本人の遺産動機は若いうちにはどの世帯も利他的遺産動機に基づいて財産を残す傾向にあるが、高齢になるにつれて戦略的遺産動機の方が強まっていくという傾向がある。したがって、高齢者世帯の間では戦略的遺産動機が強いことから消費税は逆進的であり、それゆえ、それに対する何らかの緩和策を講じなければならない。

高齢者世帯の戦略的遺産動機は、社会保障としての公的年金額によって強まることが本分析の結果から確認された。そのため、消費税の逆進性緩和のためにも高齢者に給付される公的年金については非課税とすることが望ましい。

実物資産として持ち家に重課することは、それが相続による資産の取得なのか、あるいは自力で取得したものかについて調べる必要性がある。特に、消費税の逆進性を緩和させる意味でも、都市部に住む世帯では利他的遺産動機を強めており、実物資産には積極的に課税することが望ましい。ただ、町村部に住む世帯の実物資産に対する重課はここに住む世帯の多くが戦略的遺産動機を強めていることから、消費税の逆進性を強める可能性があるので注意が必要である。

金融資産については遺産動機に及ぼす影響があまり見られなかった。それゆえ、あくまで消費税の逆進性を緩和させるという観点からのみではあるが、今の日本の税制のような複雑な差別的課税を設ける必要性はない。したがって、二元的所得税で議論されるように金融資産に対する一律の税率での課税は今後検討されるべきものではある。また、世帯人数が多くなると戦略的遺産動機が強まっていることから、消費税の逆進性を緩和させる意味でも世帯人員の扶養控除は今後重要なものとなろう。

ここで行われた実証分析の結果では一部の説明変数について、たとえば同居ダミーについては期待していた結果が得られなかった。それゆえ、本分析はまだ途中段階にあり、より発展させることが望まれる。これは今後の研究課題としたい。ただ実際には、紙面に制約があるために本稿では様々なモデルに対する実証分析の結果を提供できていない。これは別の論文の機会に譲ることにする。

参考文献

- 麻生良文・神谷佳孝[1998]、「王朝モデルは成り立つかマイクロデータによる分析」『郵政研究レビュー』第8号、1-51ページ。
- 駒村康平[2002]、「第6章 少子高齢化社会における遺産・相続の実態と相続制度改革」宮島 洋・連合総合生活開発研究所編著『日本の所得分配と格差』東洋経済新報社、153-182ページ。
- 高山憲之・麻生良文・神谷佳孝[1996]、「人的資産、相続資産と遺産動機」『郵政研究レビュー』第7号、郵政研究所。1-60ページ。
- 高山憲之・麻生良文・宮地俊行・神谷佳孝[1996]、「第5章 家計資産の蓄積と遺産・相続の実態」高山憲之・ホリオカ、C.Y.・太田 清編著『高齢化社会の貯蓄と遺産・相続』日本評論社、134-171ページ。
- 八田達夫[1996]、「第2章 所得税と支出税の収束」木下和夫編著『租税構造の理論と課題』税務経理協会、25-58ページ。
- 藤崎秀樹[1998]、「貯蓄動機・遺産動機・親子同居の日米比較」『保険展望』第45巻第5号、簡易保険加入者協会、30-39ページ。
- 松浦克巳・滋野由紀子[2001]、「遺産動機はどのように形成されるか—利他的遺産動機、戦略的遺産動機、遺産動機なしの比較—」『季刊家計経済研究』第49号、76-84ページ。
- 山上俊彦[1997]、「高齢世帯の遺産動機と貯蓄行動」『季刊家計経済研究』第34号、50-58ページ。
- Bernheim,B.D. [1991], "How Strong Are Bequest Motives? Evidence Based on Estimates of the Demand for Life Insurance and Annuities", Journal of Political Economy, Vol.99, No.5, pp.899-927.
- Caspersen,E.and G.Metcalf[1994], "Is a Value Added Tax Regressive? Annual Versus Lifetime Incidence Measures", National Tax Journal, Vol.47, No.4, pp.731-746.
- Hurd,M.D.[1987], "Savings of the Elderly and Desired Bequests", American Economic Review, Vol.77, No.3, pp.298-312.

補論

親が戦略的遺産動機に基づいて遺産を残すと、消費税は逆進的となるが、親が利他的遺産動機に基づいて遺産を残すと、消費税は比例的となる。このことを理論的に考えてみよう¹⁶。遺産を自分が生涯で稼いだ所得のうちの消費とみなしたとき、生涯で個人が支払う消費税額は、遺産が生涯で最後の期に贈与されたとすると、

$$\text{戦略的遺産動機のときの生涯所得 } w' = \sum_t \frac{Ct}{(1+\rho)^t} + \frac{B}{(1+\rho)^T}$$

遺産が課税されないため、生涯消費税負担率は、

$$\frac{\text{生涯消費税額の現在価値}}{\text{生涯所得の現在価値}} = \frac{\sum_t \frac{\tau Ct}{(1+\rho)^t}}{\sum_t \frac{Ct}{(1+\rho)^t} + \frac{B}{(1+\rho)^T}}$$

(τ : 消費税率、 T : 生涯最後の期、 ρ : 主観的割引率、 C : 消費、 B : 遺産)

$$\begin{aligned} &= \frac{\sum_t \frac{\tau Ct}{(1+\rho)^t} + \frac{\tau B}{(1+\rho)^T}}{\sum_t \frac{Ct}{(1+\rho)^t} + \frac{B}{(1+\rho)^T}} - \frac{\frac{\tau B}{(1+\rho)^T}}{\sum_t \frac{Ct}{(1+\rho)^t} + \frac{B}{(1+\rho)^T}} = \tau \left(\frac{\frac{B}{(1+\rho)^T}}{\sum_t \frac{Ct}{(1+\rho)^t} + \frac{B}{(1+\rho)^T}} \right) = \tau \left(1 - \frac{\frac{B}{(1+\rho)^T}}{\sum_t \frac{Ct}{(1+\rho)^t} + \frac{B}{(1+\rho)^T}} \right) \\ &= \tau \left(1 - \frac{\text{遺産の現在価値}}{\text{生涯所得の現在価値}} \right) \quad \text{となる。} \end{aligned}$$

生涯所得の現在価値の伸びより遺産の伸びのほうが大きいとき、遺産に対して消費税が課税されなければ、消費税は逆進的な税となる。

親が利他的遺産動機に基づく場合、生前、子や孫から世話を受けていたり、あるいは受けていないを問わず遺贈を行う。このとき、遺産は親が生涯で稼いだ所得のうちの消費とはならず、個人が生涯で稼いだ所得を消費しきっていることになる。したがって、個人の消費税負担額は、

$$\sum_t \frac{\tau Ct}{(1+\rho)^t} = \tau W \quad (W : \text{生涯所得}) \quad \text{となる。両辺を } W \text{ で割って生涯を通じての消費税負担率は比}$$

例的となる¹⁷。

¹⁶ 生涯所得に遺産を含めるかどうかは、支出税、すなわち各年の消費支出に対して累進的に課税する場合でも重要であり、遺産を支出税の課税ベースとして含めないと生涯所得と生涯支出で等しくならず、支出税が成立しなくなる。支出税の利点、問題点は八田[1996]の29-32ページで詳細に論じられている。本論文は、間接税である消費税を中心に議論しているため、支出税に関しては今後の研究課題としたい。

¹⁷ Caspersen and Metcalf[1994], pp.733-734.